

平成二十一年四月十日受領
答弁第一六六号

内閣衆質一七一第二六六号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出本年三月七日の麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する第三回質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出本年三月七日の麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する第三回質問に対する答弁書

一及び四について

質問主意書に対する答弁は、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、内閣としてお答えするものであるが、御指摘の「訪問」については、内閣総理大臣として行われたものではなく、自由民主党総裁として行われたものであることから、政府として先の答弁書（平成二十一年三月二十七日内閣衆質一七二第二二四号）四及び七についてのとおりお答えしたところである。

二、三及び五について

政府としては、普天間飛行場の代替施設への移設を始めとする在日米軍の再編は、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担の軽減を図るものであり、是非とも実現しなければならないものと考えており、これについての沖縄県民の理解と協力を得るために最大限努力してきているところである。いずれにせよ、政府としては、そのような在日米軍の再編について、今後とも沖縄県民の理解と協力を得つつ、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米口

「ドマップ」に従い、着実に実施していく考えである。